

第67回定時株主総会招集ご通知に際しての 交付書面非記載事項

・ 事業報告	
新株予約権等の状況	1
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	5
会社の支配に関する基本方針	10
・ 連結計算書類	
連結持分変動計算書	11
連結注記表	12
・ 計算書類	
株主資本等変動計算書	35
個別注記表	36

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

上記事項につきましては、法令及び定款第14条第2項に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

三浦工業株式会社

新株予約権等の状況（2025年3月31日現在）

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
(株式報酬型ストック・オプション)

			第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日			2012年6月28日	2013年6月27日
発行日			2012年7月17日	2013年7月16日
新株予約権の数			22個	20個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数			普通株式 6,600株	普通株式 6,000株
行使時の払込金額			1株当たり1円	1株当たり1円
行使期間			2012年7月18日から 2042年7月17日まで	2013年7月17日から 2043年7月16日まで
主な行使条件			当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できる。	当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できる。
役員 の 保有状況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 22個 目的となる株式数 6,600株 保有者数 1名	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 1名
		社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	取締役(監査等委員)		新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

			第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日			2014年6月27日	2015年6月26日
発行日			2014年7月16日	2015年7月15日
新株予約権の数			14個	31個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数			普通株式 4,200株	普通株式 3,100株
行使時の払込金額			1株当たり1円	1株当たり1円
行使期間			2014年7月17日から 2044年7月16日まで	2015年7月16日から 2045年7月15日まで
主な行使条件			当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できる。	当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できる。
役員 の 保有状況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 14個 目的となる株式数 4,200株 保有者数 1名	新株予約権の数 31個 目的となる株式数 3,100株 保有者数 1名
		社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	取締役(監査等委員)		新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

			第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議日			2016年6月29日	2017年6月29日
発行日			2016年7月15日	2017年7月18日
新株予約権の数			76個	104個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数			普通株式 7,600株	普通株式 10,400株
行使時の払込金額			1株当たり1円	1株当たり1円
行使期間			2016年7月16日から 2046年7月15日まで	2017年7月19日から 2047年7月18日まで
主な行使条件			当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できる。	当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できる。
役員 の 保有状況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 76個 目的となる株式数 7,600株 保有者数 2名	新株予約権の数 104個 目的となる株式数 10,400株 保有者数 2名
		社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	取締役(監査等委員)		新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

			第8回新株予約権
発行決議日			2018年6月28日
発行日			2018年7月17日
新株予約権の数			82個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数			普通株式 8,200株
行使時の払込金額			1株当たり1円
行使期間			2018年7月18日から 2048年7月17日まで
主な行使条件			当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できる。
役員 の 保有状況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 82個 目的となる株式数 8,200株 保有者数 2名
		社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	取締役(監査等委員)		新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

(注) 1. 上記新株予約権の付与については、役員報酬制度見直しの一環として、役員退職慰労金制度廃止に伴い実施しております。

2. 2014年10月1日付で行った1株を3株とする株式分割により、第2～4回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議しております。整備・運用状況については各項目下段に記載のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ、「コンプライアンス委員会」において、ミウラグループ全体のコンプライアンスの実効性を高めるため、コンプライアンス体制の整備及び法令遵守活動を推進する。
- ロ、「ミウラグループ企業行動規範」遵守の徹底を図るため、社内規程・マニュアルの整備、コンプライアンス教育を実施する。
- ハ、法令違反等の早期発見・是正を行うため、「内部通報制度」を設け、効果的な運用を図る。

(運用状況の概要)

- ・コンプライアンス委員会（委員長は管理統括本部長、委員は8名でそのうち常勤監査等委員及び社外監査等委員が各1名の計9名で構成）を毎年開催し、法令遵守の状況やコンプライアンス教育の実施状況等、ミウラグループ全体のコンプライアンス推進活動の実効性の確認及び基本方針の決定をしております。
- ・「公益通報者保護規程」を制定し、コンプライアンスについての通報や相談を受付・処理する体制を整備しております。社内の窓口には法務部長、社外の窓口には顧問弁護士を設定し、通報窓口は、当社ウェブサイトにて公開しております。受付けた通報や相談は速やかに関係部署にて調査・検討のうえ、適切な対応を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、社内規程に基づき、適切に保存、管理を行う。

(運用状況の概要)

- ・「文書取扱規程」及び「情報管理規程」を主とする情報関連の規程・要領に基づき、各種書類及びデータ等の保存、管理を行い、重要度に応じて社内ネットワークや情報機器におけるセキュリティ対策等を行っております。
- ・取締役会、経営会議、その他の重要会議の議事録を適切に保存・管理しております。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ、情報、品質、環境、安全、災害等に係るリスクについては、「ミウラグループリスクマネジメント基本規程」を制定し、ミウラグループ全体のリスク・マネジメント体制を構築する。
- ロ、大規模自然災害や重大事故の発生等の緊急時における連絡・情報システムバックアップ体制並びにその後の危機管理体制を整備する。

(運用状況の概要)

- ・「ミウラグループリスクマネジメント基本規程」に基づき、ミウラグループ全体のリスクを分類及び評価して経営会議等へ定期的に報告（年に1回）するとともに、主要リスク等については「情報管理規程」、「品質保証規程」、「環境マネジメントシステム運用管理規程」、「安全衛生管理規程」、「防火管理及び防災管理規程」等を整備して具体的な運用方法及び体制を構築し、適切な運用を推進しております。また、大規模地震、台風等の自然災害、火災、人災（死亡）、感染症流行等の危機管理対応に備え、事業継続計画（BCP）を策定し適宜見直しを行っており、重要な事項については取締役会にて確認しております。社長執行役員は、危機事象対処のために必要と判断する場合は対策本部設置を指示のうえ、危機管理体制へ移行することとしております。
- ・海外事業リスクについては、地区ごとの会議体で年に1回事業計画等を十分に検討し、新地域への進出等重要な事項については、取締役会にて審議を行っております。海外子会社の取締役会には、当社の取締役又は執行役員がリモートで参加し、リスクを早期に発見する体制や問題が生じた際に迅速に対応できる報告体制を構築しております。

- ④ 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うため、取締役会と経営会議の適切な役割分担と連携を図る。
- ロ. 職務権限、業務分掌、決裁に関する社内規程を各社毎に整備し、適正かつ効率的に職務執行が行われる体制を構築する。

(運用状況の概要)

- ・取締役会は、法令で定められた事項の決定のほか、経営方針の決定と重要事項の審議・決定、特に重要な執行案件の決定を行うとともに、代表取締役以下の業務執行の監督を行います。
- ・業務執行機関として、社長執行役員及び副ブロック長以上で構成された経営会議を設置し、事業や経営における重要テーマの審議・決定を行っております。
- ・当社及び子会社の職位ごとの権限は、各社で「職務権限規程」等の規程を整備し、効率的な業務執行を行う体制としております。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. ミウラグループ理念体系を構築し、ミウラグループの企業理念・経営指針・行動指針等を共有し、グループとしてのガバナンスを強化する。
- ロ. ミウラグループ共通ルールの制定やグループ各社の社内規程整備推進により、グループ全体に適用するコンプライアンス体制、リスク・マネジメント体制の構築を進める。

(運用状況の概要)

- ・理念体系図を作成し、ミウラグループ全体への周知を図っております。また、当社社長執行役員が策定する年度のグループ方針をグループ全体に伝達しております。
- ・子会社の管理については、子会社の取締役及び監査役に当社の役員等を派遣もしくは兼務させ、経営・業務執行状況を確認する態勢を整えております。
- ・当社内部監査部では、グループの業務を取り巻くリスクを「拠点監査」及び「テーマ監査」によって検証・評価し、ガバナンスやリスク・マネジメントの強化に向けた提言を行うほか、主要グループ会社の内部監査人に対するOJTや定期的なレビューと助言、グローバル内部監査人会議等の集合研修を通じて、ミウラグループ全体の内部監査の品質と成熟度を高める取組みを行っております。
- ・コンプライアンスについては、当社の執行役員及び各子会社の社長がコンプライアンス推進責任者を兼ねており、コンプライアンス委員会に対し推進活動の結果等を毎年報告しております。また、リスク・マネジメントについては、リスクの分類と重要度の見直しを毎年行い、各執行役員が実施した担当部門のリスク低減の取組み内容とともに、ミウラグループ全体のリスク状況を経営会議等に報告しております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

組織的監査を実施する部門として内部監査部を設置するとともに、監査等委員会が必要とした場合には、内部監査部以外にも監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人を配置する。

(運用状況の概要)

内部監査部を監査等委員会の配下に置き、監査等委員会の実効性を確保する体制としております。さらに、監査等委員会室を設置し専属の使用人を配置することで、監査等委員会の職務補助機能の一層の強化を図っております。

⑦ 監査等委員会を補助する取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会を補助する取締役及び使用人（内部監査部を含む。）の人事異動、人事考課、懲戒等については、監査等委員会の事前の同意を得る。

(運用状況の概要)

監査等委員会を補助する取締役及び使用人（内部監査部を含む。）の人事異動、人事考課、懲戒等は、事前に監査等委員会に情報が伝達される体制を整備しており、特に内部監査部及び監査等委員会室の人事考課については、常勤監査等委員が直接行う体制としております。

⑧ 監査等委員会を補助する取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、内部監査部に対し監査等委員会の監査・監督活動の補助を指示する権限を有し、内部監査部は、実施した結果について監査等委員会に定期的に報告する。

(運用状況の概要)

内部監査部長は、毎年監査方針及び監査計画を監査等委員会にて説明し承認を受けております。また、その方針に基づいた活動の状況や監査結果について、毎月の監査等委員会にて報告し、監査等委員と意見交換をしております。2024年度は、国内支店・本社部門及び国内の主要グループ会社への出向監査に加え情報セキュリティ及び個人情報保護に係るリスクベースのテーマ監査を実施したほか、海外のグループ会社3拠点の内部監査人に帯同して監査を実施し、QJTを行うことにより、国内外問わずミウラグループ全体での内部統制の検証・評価と強化に向けた提言を行っております。

⑨ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- イ. ミウラグループの取締役及び使用人等は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実又は職務執行に関し不正の行為もしくは法令・定款に違反する行為を発見した場合は、当社の監査等委員会に対し報告を行う。
- ロ. ミウラグループの取締役及び使用人等は、当社の監査等委員会（監査等委員を含む。）からその業務執行に関し報告を求められた場合には、遅滞なく報告を行う。

(運用状況の概要)

- ・監査等委員会は、ミウラグループの取締役及び使用人等が必要なときに監査等委員会に報告することができる環境を整えるとともに、常勤監査等委員は経営会議その他の重要な会議に出席しております。
- ・海外のグループ会社については、監査等委員が取締役会へ参加（TV会議やWEB会議、電話会議を含む。）し、報告を受けやすい体制を構築しております。

⑩ 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報制度」を採用し、「公益通報者保護規程」にて、公益通報したことを理由に、会社から解雇等の不利益処分を受けることのないように、公益通報者を保護する。

(運用状況の概要)

公益通報者保護法への対応として、「公益通報者保護要領」に基づき、通報者に対し、通報したことを理由に不利益な取扱いをすることを禁止しています。

⑪ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。当該費用には、予め予算として計上する費用のほか、緊急又は臨時に支出した費用を含む。

(運用状況の概要)

監査等委員が費用の前払を受けることができる体制を整えており、費用の償還は監査等委員が指定した方法で実施しております。また、監査等委員の職務執行について生ずる費用には、外部の専門家の助言を受けた場合の費用及び監査等委員に必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に適合した研修等を受ける費用を含めております。

⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、内部監査部に指示して組織的監査を実施するとともに、監査の実施に当たり必要と認めたときは、法務部・創企画部・経理部等に対し、調査・補助等を要請することができます。

(運用状況の概要)

- ・ 監査等委員会の要請を受けた部門は情報を提供し、又は補助を行い、監査等委員会の監査が実効的に行われるための協力を行っております。
- ・ 監査等委員は、代表取締役との定期的な会合の中で、意思疎通と必要な情報交換を行い、監査体制の実効性を高めております。

⑬ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

海外及び国内の主要な子会社については、子会社の取締役等を兼任する取締役や執行役員等が、必要に応じて当社の取締役会、経営会議及びその他重要な会議において報告を行う。

(運用状況の概要)

- ・ 各子会社の概況等については、子会社の取締役を兼任する取締役や執行役員が、当社の適当な会議において報告を行い、当社及び子会社間の情報共有を図っております。
- ・ 当社取締役会は、国内の主要な子会社について、子会社社長から業績報告及び経営計画の報告を受ける機会を創設する等、子会社の取締役の職務執行の効率を確保しております。

⑭ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る透明性・信頼性を確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、J-SOX専任の部署としてJ-SOX推進部を設置する。

(運用状況の概要)

J-SOX推進部は、毎年「財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する計画書」を作成し、関連部署と協力しながら、当該計画書に基づいて内部統制の体制の整備及び運用状況について確認しております。その結果に基づき作成された「内部統制報告書」は会計監査人の内部統制監査後、取締役会にて確認、有価証券報告書と併せて提出しております。

⑮ 反社会的勢力を排除するための体制

- イ. 「ミウラグループ企業行動規範」において、法令を遵守することはもちろん、企業倫理に照らして誠実かつ公正に業務を遂行することを企業活動の重要な基本方針とし、反社会的な活動を行う団体や勢力とは一切の関係を持たない。
- ロ. 反社会的勢力への対応については、総務部門が中心となり、企業として毅然とした態度で臨み、所轄の警察署や顧問弁護士の指導を仰ぎながら、不当な要求に対しては断固として応じない。

(運用状況の概要)

反社会的勢力に対しては、「ミウラグループ企業行動規範」にて企業として一切の関係をもたないことを宣言するとともに、「反社会的勢力対応要領」を整備し運用することにより、ミウラグループの全役職員が反社会的勢力との一切の関係を遮断するよう図っております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、定めておりません。

連結持分変動計算書

(2024年4月 1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					その他の包括利 益を通じて公正 価値で測定する 金 融 資 産	在 外 営 業 活 動 体 の 換 算 差 額
2024年4月1日残高	9,544	12,445	163,926	△16,686	4,021	7,312
当期利益	—	—	23,312	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	△587	△7,798
当期包括利益合計	—	—	23,312	—	△587	△7,798
ストック・オプション行 使に伴う自己株式の処分	—	△22	—	22	—	—
譲渡制限付株式報酬 配当金	—	41	—	21	—	—
	—	—	△5,954	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△0	—	—
自己株式の処分	—	8,881	—	5,990	—	—
企業結合による変動	—	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	—	—	183	—	△361	—
その他	—	—	△1	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	8,900	△5,771	6,035	△361	—
2025年3月31日残高	9,544	21,345	181,467	△10,651	3,072	△485

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資 本 合 計
	そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素			合 計		
	確 定 給 付 制 度 の 再 測 定	持分法適用 会社におけ るその他の 包括利益に 対する持分	合 計			
2024年4月1日残高	—	131	11,465	180,695	819	181,515
当期利益	—	—	—	23,312	51	23,363
その他の包括利益	△201	△252	△8,840	△8,840	5	△8,834
当期包括利益合計	△201	△252	△8,840	14,471	57	14,528
ストック・オプション行 使に伴う自己株式の処分	—	—	—	0	—	0
譲渡制限付株式報酬	—	—	—	63	—	63
配当金	—	—	—	△5,954	—	△5,954
自己株式の取得	—	—	—	△0	—	△0
自己株式の処分	—	—	—	14,871	—	14,871
企業結合による変動	—	—	—	—	695	695
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	201	△24	△183	—	—	—
その他	—	—	—	△1	—	△1
所有者との取引額等合計	201	△24	△183	8,979	695	9,674
2025年3月31日残高	—	△145	2,441	204,146	1,572	205,719

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及び連結子会社(以下、「当社グループ」という。)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下、「IFRS会計基準」という。)に準拠して作成しております。ただし、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は57社であり、主要な連結子会社は、「事業報告 1.企業集団の現況 (3)重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりであります。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数	4社
主要な会社等の名称	アイナックス稲本株式会社 コベルコ・コンプレッサ株式会社 株式会社ダイキンアプライドシステムズ

- (注) 1 当社グループはアイナックス稲本株式会社の議決権の50%超を保有しておりますが、株主間協定の内容を踏まえ、持分法適用会社としております。
- 2 コベルコ・コンプレッサ株式会社及び同社の子会社13社を含めたコベルコ・コンプレッサ株式会社グループに対して持分法を適用しているため、持分法適用会社数は同社グループを1社として表示しております。

(4) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

The Cleaver-Brooks Company, Inc. (以下、「Cleaver-Brooks社」という。)の最終親会社であるCBE ENTERPRISES, INC.の全株式を取得したことにより、同社及びその子会社20社を、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

CERTUSS Dampfautomaten GmbH & Co. KG (現・CERTUSS GmbH)の全株式を取得したことにより、同社及びその子会社5社を、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

株式会社ダイキンアプライドシステムズの発行済株式の49%を取得したため、当連結会計年度より持分法の適用の範囲に含めております。

(5) 会計方針に関する事項

1) 連結の基礎

① 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。

支配とは、投資先に対するパワーを有し、投資先への関与により生じるリターンの変動に晒され、かつ、投資先に対するパワーを通じてリターンの額に影響を及ぼす能力を有している場合をいいます。

連結計算書類には、決算日を親会社の決算日と統一することが、子会社の所在する現地法制度上不可能である等の理由により、親会社の決算日と異なる日を決算日とする子会社の計算書類が含まれております。子会社の決算日を連結決算日に統一することが実務上不可能である場合は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

② 関連会社及び共同支配企業

関連会社とは、当社グループが当該企業に対し、財務及び経営方針に重要な影響力を有しているものの、支配又は共同支配をしていない企業をいいます。当社グループが他の企業の議決権の20%以上50%以下を保有する場合、当社グループは当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。

共同支配企業とは、当社グループを含む複数の当事者が経済活動に対する契約上合意された支配を共有し、その活動に関連する戦略的な財務上及び営業上の決定に際して、支配を共有する当事者すべての合意を必要とする企業をいいます。

関連会社及び共同支配企業については、持分法によって会計処理しております。

連結計算書類には、当社グループの決算日と異なる日を決算日とする関連会社の計算書類が含まれております。当社グループの決算日と関連会社の決算日との間に生じた重要な取引又は事象の影響については、必要な調整を行っております。また、関連会社及び共同支配企業が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該関連会社及び共同支配企業の計算書類に調整を加えております。

2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価、非支配持分の金額及び以前に保有していた資本持分の取得日公正価値の総額が、識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに純損益として認識しております。

3) 外貨換算

① 外貨建取引

当社グループの各企業は、その企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

各企業が計算書類を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引の換算については、取引日の為替レート、又は取引日の為替レートに近似するレートを使用しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しております。

換算又は決済により生じる為替差額は、純損益として認識しております。

② 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については著しい変動のない限り期中の平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の計算書類の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識しております。

4) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

金融資産は、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産と公正価値で測定する金融資産に分類しております。

金融資産は、以下の条件がともに満たされる場合には償却原価で測定する金融資産に分類し、それ以外の場合には公正価値で測定する金融資産へ分類しております。

- (a) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- (b) 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

公正価値で測定する資本性金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融商品を除き、資本性金融商品ごとに純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを当初取得時に指定し、当該指定を継続的に適用しております。

金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定するものではない場合、公正価値に当該金融資産に直接帰属する取引コストを加算した金額で測定しております。

金融資産のうち、株式及び債券は約定日に当初認識しております。その他のすべての金融資産は取引日に当初認識しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

実効金利法による償却原価で測定しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定しております。

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は、純損益として認識しております。ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合には利益剰余金に直接振り替えております。

(iii) 認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、認識を中止しております。

② 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しており、予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。当社グループは、金融資産の予想信用損失を以下のものを反映する方法で見積りしております。

金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を12か月の予想信用損失と同額で測定しております。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

なお、営業債権等については常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

また、信用リスクが著しく増大しているか否かは、債務不履行発生の変動に基づき判断しており、債務不履行発生の変動があるかどうかの判断にあたっては、次を考慮しております。

- ・取引先相手の財務状況
- ・過去の貸倒損失計上実績
- ・過去の期日経過情報

減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を純損益として戻し入れております。

③ 金融負債

(i) 当初認識及び測定

金融負債は、当初認識時に、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融負債

実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識を中止した場合の利得及び損失は、純損益として認識しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

公正価値で測定しております。

公正価値で測定する金融負債の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

金融負債は、契約中に特定された債務が免責、取り消し、又は失効になった場合に認識を中止しております。

④ 公正価値の測定方法

公正価値で算定する金融商品は、その測定のために使われるインプット情報における外部からの観察可能性に応じて、次の3つのレベルに区分しております。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

⑤ デリバティブ

デリバティブは、デリバティブ契約が締結された日の公正価値で当初認識され、当初認識後は各連結会計年度末日の公正価値で再測定しております。

当社グループは、認識されている金融資産と金融負債及び将来のキャッシュ・フローを確定するため、通貨スワップを締結しております。

なお、上記デリバティブについて、ヘッジ会計の適用となるものではありません。

5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方の金額で測定しております。取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産の現在の保管場所及び状態に至るまでに発生したその他の原価のすべてを含んでおります。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する費用及び販売に要する見積費用を控除した額となっております。

原価の算定にあたっては、個別法又は総平均法に基づいて算出しております。

7) 有形固定資産

① 認識及び測定

有形固定資産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接付随するコストを含んでおります。

② 減価償却

有形固定資産(土地等の償却を行わない資産を除く)は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法により減価償却を行っております。

主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	15～65年
機械装置	6～20年
工具、器具及び備品	5～10年

8) のれん及び無形資産

① のれん

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した取得対価から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額を控除した額で測定しております。

また、のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上しており、償却は行わず、少なくとも年1回、又は減損の兆候が存在する場合にはその都度減損テストを実施しております。のれんの減損損失は当期の純損益として計上しており、その後ののれんの減損損失の戻し入れは行っておりません。

② 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。また、企業結合で取得した無形資産は、取得日の公正価値で測定しております。

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で表示しております。

無形資産には、耐用年数を確定できるものとできないものがあります。

耐用年数を確定できる無形資産の償却は使用可能となった時点より開始され、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法により行っております。主な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

顧客関係無形資産	13～15年
技術関連無形資産	15年
ソフトウェア	5年

耐用年数を確定できない無形資産は、以下のとおりであります。

商標権

商標権は、事業が継続する限りは法的に継続使用できるため、耐用年数を確定できないと判断し、償却を行わず、少なくとも年1回、又は減損の兆候が存在する場合にはその都度減損テストを実施しております。

9) リース

① 借手の場合

リース負債は、リース開始日における未払リース料総額の現在価値で、使用権資産は、リース負債の当初測定額に前払リース料等を調整した額で当初測定を行っております。使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法により減価償却を行っております。

リース料は利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却費と区分して表示しております。

ただし、リース期間が12か月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

② 貸手の場合

契約上、原資産の所有に伴うすべてのリスクと経済価値を実質的に享受するリースをファイナンス・リースとして分類し、それ以外のリースはオペレーティング・リースとして分類しております。

ファイナンス・リース取引によるリース債権は、対象リース取引の正味投資未回収額を債権として計上しております。

10) 非金融資産及び持分法で会計処理されている投資の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く、当社グループの非金融資産及び持分法で会計処理されている投資については、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産又は当該資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積り、減損テストを実施しております。減損テストの実施単位である資金生成単位は、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・インフローとは概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、適切な資金生成単位に配分し、減損の兆候の有無にかかわらず、少なくとも年1回、又は減損の兆候がある場合にはその都度減損テストを実施しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、売却コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額としております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合には、その差額を減損損失として当期の純損益に計上しております。

過去に認識した減損損失に戻し入れの兆候があり、回収可能価額の見積りを行った結果、資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を上回った場合、減損損失の戻し入れを行っております。当該減損損失の戻し入れは、戻し入れ時点における資産又は資金生成単位が、仮に減損損失を認識していなかった場合の帳簿価額を超えない範囲で行っております。減損損失の戻し入れは直ちに純損益を通じて認識しております。なお、のれんに関連する減損損失は戻し入れしていません。

持分法で会計処理されている投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区分して認識せず、持分法で会計処理されている投資を単一の資産として減損の対象としております。

11) 従業員給付

① 退職後給付

当社グループは、確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

(i) 確定給付制度

確定給付債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて個々の制度ごとに算定しておりますが、勤続年数の後半に著しく高水準の給付が生じる場合には、定額法により補正する方式を用いております。

割引率は、将来の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良債券の利回りに基づいております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。

数理計算上の差異は、発生した期間のその他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。また、過去勤務費用は純損益として認識しております。

(ii) 確定拠出制度

確定拠出制度の退職給付に係る費用は、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。

賞与及び有給休暇費用等の短期従業員給付については、それらを支払う法的もしくは推定的債務を有し、かつ、信頼性のある見積りが可能な場合に、支払われると見積られる額を負債として認識しております。

③ その他の従業員給付

退職後給付以外の長期従業員給付に対する債務は、従業員が過年度及び当年度において提供した労働の対価として獲得した将来給付の見積額を現在価値に割り引いて算定しております。

12) 株式に基づく報酬

当社は、監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員を対象とした持分決済型の株式に基づく報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

譲渡制限付株式報酬は、付与日における公正価値を測定し、付与日から権利確定期間にわたって費用として認識し、対応する金額を資本の増加として認識しております。譲渡制限付株式報酬の公正価値は、付与した当社株式の公正価値を参照して測定しております。

13) 引当金

過去の事象の結果として、現在の法的又は推定的義務が存在し、当該義務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、その義務の金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、引当金を認識しております。

引当金の決済に必要な支出の一部又は全部が他者から補填されると予想される場合で、当該補填を受けられることが概ね確実な場合のみ、補填を別個の資産として認識しております。

① 資産除去債務

有形固定資産に関連する有害物質の除去や、賃借不動産に関する原状回復義務に備えるため、過年度の実績に基づき算定した将来の支出見込額を現在価値に割り引いた金額を計上しております。

② 製品保証引当金

製品等の無償アフターサービスに係る製品保証費の支出に備えるため、保証期間中の製品保証費用見込額を過去の実績に基づいて計上しております。

③ 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、損失の発生可能性が高く、かつ、当該損失額を信頼性をもって見積可能なものについて、損失見積額を計上しております。

14) 資本

当社が発行した資本性金融商品は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、発行コストは、直接、資本剰余金から控除しております。

自己株式は取得原価で認識し、資本から控除しております。自己株式の購入及び売却において純損益は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本剰余金として認識しております。

15) 収益

① 顧客との契約から生じる収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等やIFRS第16号「リース」に基づいて認識される収益を除き、顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する。

当社グループは、主にボイラ及び関連機器等の製造販売・メンテナンスを提供しております。

機器販売については、契約条件に照らし合わせて顧客が当該製品等に対する支配を獲得したと認められる時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。また、海外機器販売のうち、大型特注機械の製造販売や一定の機械設備エンジニアリングサービス等は、顧客仕様に基づいた製品やサービス等を一定期間にわたり顧客に提供することにより履行義務が充足されるため、費用の発生態様(見積総労働時間に対する実績労働時間の割合で測定される進捗度等)に応じて収益を認識しております。

有償メンテナンスについては、修理及び点検等が検収され、履行義務が充足した時点で収益を認識しております。

有償保守契約については、当該契約期間にわたって均等に収益を認識しております。

いずれの収益も、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

② 利息及び配当金

利息については、実効金利法により収益を認識しております。また、配当金については、支払いを受ける権利が確定した時点において、収益を認識しております。

③ リース収益

契約により、実質的にすべてのリスク及び経済的便益が借手に移転するリースは、ファイナンス・リースとして分類しております。ファイナンス・リース以外のリースはオペレーティング・リースに分類しております。

製造業者又は販売業者としての貸手となる場合、ファイナンス・リースに係る収益は、物品販売と同様の会計方針に従って認識しております。金融収益については、リース期間の起算日以降、実効金利法に基づき認識しております。

計算利率は、リース料総額と無保証残存価値を合計した現在価値が、リース資産の公正価値と貸手の初期直接原価の合計額と等しくなる割引率を使用しております。

オペレーティング・リースに係る収益は、リース期間にわたり定額法により認識しております。

16) 法人所得税等

繰延税金は、資産負債法により、資産及び負債の税務基準額と連結計算書類上の帳簿価額との間に生じる一時差異に対して認識しております。

繰延税金の算定には、期末日までに制定又は実質的に制定されており、関連する繰延税金資産が実現する期間又は繰延税金負債が決済される期間において適用されると予想される法定税率(及び税法)を使用しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除について、それらを利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識し、繰延税金負債は、原則としてすべての将来加算一時差異について認識しております。

関連する当期税金資産と当期税金負債を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ繰延税金資産及び繰延税金負債が同一の税務当局によって同一の納税主体に課せられたものである場合、当該繰延税金資産と繰延税金負債は相殺しております。

当社グループは、第2の柱モデルルールに関連する繰延税金資産及び繰延税金負債について、IAS第12号「法人所得税」が要求する一時的な例外規定を適用しており、認識及び開示を行っておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

のれん及び無形資産の評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上したCBE ENTERPRISES, INC. 取得関連ののれん及び無形資産

顧客関係無形資産	52,290百万円
のれん	38,437百万円
商標権	21,434百万円

当該のれん及び無形資産は、当連結会計年度において、Cleaver-Brooks社の親会社であるCBE ENTERPRISES, INC. の全株式を取得したことにより計上されたものであります。外部専門家を利用して被取得企業の識別可能な取得資産及び引受負債を取得日の公正価値で測定し、当該株式の取得原価がそれらの公正価値を超過する部分をのれんとして計上しております。

当該株式の取得原価については、外部専門家を利用し、超過収益力を反映した将来キャッシュ・フローを基礎とした事業計画を使用した株式価値の評価結果に基づいて決定しております。

顧客関係無形資産の公正価値は、インカム・アプローチのうち、事業計画を基礎とした超過収益法により算定しており、商標権の公正価値は、インカム・アプローチのうち、ロイヤリティ免除法により算定しております。

なお、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産である商標権については、少なくとも年1回、又は減損の兆候が存在する場合にはその都度減損テストを実施いたします。

- (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

CBE ENTERPRISES, INC. 株式の取得原価を決定する際に参照した株式価値の算定における主要な仮定は、事業計画における売上収益の成長率及び原材料費や人件費を含む原価発生見込額、事業計画期間経過後の成長率並びに割引率であります。顧客関係無形資産の公正価値の算定における主要な仮定は、上記株式価値の算定における主要な仮定に加えて、既存顧客の減衰率であり、商標権の公正価値の算定における主要な仮定は、事業計画における売上収益の成長率、ロイヤリティ料率、事業計画期間経過後の成長率及び割引率であります。企業結合で取得したのれん及び無形資産の取得日時点における公正価値の見積りについて、外部専門家を利用して評価を実施しておりますが、将来の不確実性を伴います。

減損テストは、資産又は資金生成単位の帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施いたします。回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額を使用しております。使用価値は、事業計画を基に将来キャッシュ・フローを算定しており、その際における主要な仮定は、のれんについては、事業計画における売上収益の成長率及び原材料費や人件費を含む原価発生見込額、事業計画期間経過後の成長率並びに割引率であります。商標権については、事業計画における売上収益の成長率、ロイヤリティ料率、事業計画期間経過後の成長率及び割引率であります。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の不確実な経済条件の変動により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	491百万円
その他の非流動資産	9百万円

(2) 資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産	32,122百万円
使用権資産	7,248百万円

(3) 保証債務

以下の会社の金融機関等からの借入債務及び手形債務に対し、保証を行っております。

Kobelco Compressors Manufacturing Indiana, Inc.	1,190百万円
神鋼圧縮機製造(上海)有限公司	214百万円
コベルコ・エアサービス北関東株式会社	53百万円
ヤブサメイנדストリー株式会社	11百万円
合計	1,471百万円

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株式数

期末発行済株式数(自己株式を含む)：普通株式 125,291,112株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,307	30.00	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年11月13日 取締役会	普通株式	2,646	24.00	2024年9月30日	2024年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月27日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	4,280	37.00	2025年3月31日	2025年6月30日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 46,100株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に係るリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク)に晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

(i) 信用リスク

信用リスクとは、顧客又は金融商品の取引相手が契約上の義務を果たすことができなかった場合に当社グループが負う財務上の損失リスクであります。

現金及び現金同等物については、その取引先が信用力の高い金融機関のみであることから、信用リスクは限定的であります。

営業債権及びその他の債権、その他の金融資産は取引先の信用リスクに晒されております。当社は、営業債権について各事業部門が主要な取引先の取引の状況をモニタリングし、与信限度額を設定して、常に債権残高の管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、連結子会社においては、前受金の取得を出荷の前提条件にするなど、信用リスクの回避に努めております。

(ii) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行する際に直面するリスクであります。

営業債務及びその他の債務、借入金及びその他の金融負債は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、適時資金繰り計画を作成・更新するとともに、十分な手元流動性枠を維持することなどによりリスクを管理しております。

(iii) 為替リスク

当社グループは、海外で事業活動を展開していることから、機能通貨以外の通貨で実施する取引から発生する為替変動リスクに晒されておりますが、定期的に変動をモニタリングする方法により、リスクを管理しております。

(iv) 金利リスク

当社グループは、市場金利の変動に対して、資金調達の変動金利・固定金利の適切な割合調整を行うことで、金利リスクを抑制しております。

(v) 市場価格の変動リスク

当社グループは、業務上の関係を有する企業の上場株式を保有しており、資本金・金融商品の価格変動リスクに晒されており、定期的に公正価値や発行体(取引先企業)の財務内容を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

2025年3月31日における金融商品の帳簿価額及び公正価値については、以下のとおりであります。

	(百万円)	
	帳簿価額	公正価値
金融資産		
償却原価で測定する金融資産		
現金及び現金同等物	55,251	55,251
営業債権及びその他の債権	71,061	71,017
その他の金融資産	11,035	11,043
公正価値で測定する金融資産		
その他の金融資産	10,920	10,920
金融負債		
償却原価で測定する金融負債		
営業債務及びその他の債務	23,804	23,804
その他の金融負債(借入金)	114,533	113,247
その他の金融負債(その他)	47	47
公正価値で測定する金融負債		
その他の金融負債(その他)	45	45

償却原価で測定する金融資産及び金融負債

現金及び現金同等物は、満期までの期間が短期であるため、帳簿価額が公正価値に近似しております。

営業債権及びその他の債権のうちリース債権の公正価値については、未経過リース料の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。また、リース債権を除く営業債権及びその他の債権の公正価値については、満期までの期間が短期であるため帳簿価額は公正価値に近似しております。

その他の金融資産の公正価値は、一定の期間ごとに区分し、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値で算定しており、レベル2に分類しております。なお、流動に分類されるその他の金融資産は、満期までの期間が短期であるため帳簿価額は公正価値に近似しております。

その他の金融負債(借入金)のうち、短期借入金は、満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。長期借入金のうち、固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2に分類しております。長期借入金のうち、変動金利によるものは、市場金利を反映しているため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

(3) 金融商品の公正価値の適切なレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の公正価値は、活発な市場における公表価格で測定しております。金融商品に関する市場が活発でない、または市場が存在しない場合は、適切な評価技法を用いて公正価値を測定しております。公正価値で測定する金融商品について、その公正価値の観察可能度合いによって公正価値ヒエラルキーをレベル1から3に分類しております。

公正価値ヒエラルキーの定義は、次のとおりであります。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

2025年3月31日における公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品	9,809	497	—	10,307
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品	—	—	417	417
その他	—	195	—	195
合計	9,809	693	417	10,920
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	—	45	—	45
合計	—	45	—	45

公正価値で測定する金融資産及び金融負債の測定方法について

(i) 資本性金融商品

レベル1に区分されているものは活発な市場で取引されている上場株式であります。レベル2に区分されているものは、活発な市場における市場価格が存在せず、観察可能な市場データを用いて公正価値の測定が可能なものであります。レベル3に区分されているものは非上場株式であり、主として純資産に基づく評価技法(株式発行会社の純資産に基づき、時価評価により修正すべき事項がある場合は修正した金額により、企業価値を測定する方法)等により測定しております。

(ii) デリバティブ

レベル2に区分されているものは、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

(iii) その他

レベル2に区分されているものは、活発な市場における市場価格が存在せず、観察可能な市場データを用いて公正価値の測定が可能なものであります。

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

国及び地域別に分解した収益と報告セグメントとの関連は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)2	合計	顧客と の契約 から認 識した 収益	その他 の源泉 から認 識した 収益 (注)4
	国内		海外					
	機器 販売 事業	メンテナンス 事業	機器 販売 事業	メンテナンス 事業				
日本	84,156	44,604	—	—	81	128,843	127,011	1,831
アジア	—	—	22,605	8,930	—	31,536	31,497	38
米州	—	—	53,263	32,908	—	86,171	85,156	1,014
その他	—	—	3,873	916	—	4,790	4,790	—
合計	84,156	44,604	79,742	42,755	81	251,341	248,456	2,884

(注)1 国及び地域別の収益は、販売元の所在地に基づき分解しております。

2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社グループが行っている不動産管理、保険代理業等を含んでおります。

3 グループ間の内部取引控除後の金額を表示しております。

4 その他の源泉から認識した収益には、IFRS16号に基づくリース収益が含まれております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、「国内機器販売事業」、「国内メンテナンス事業」、「海外機器販売事業」、「海外メンテナンス事業」を基本にセグメントを構成しております。

「国内機器販売事業」及び「海外機器販売事業」は、主にボイラ及び関連機器等の製造販売及びこれらに伴う諸工事を行っております。契約条件に照らし合わせて顧客が当該製品等に対する支配を獲得したと認められる時点で履行義務が充足されるものであり、顧客への製品到着、検収時等に基づき収益を認識しております。また、海外機器販売事業のうち、大型特注機械の製造販売や一定の機械設備エンジニアリングサービス等は、顧客仕様に基づいた製品やサービス等を一定期間にわたり顧客に提供することにより履行義務が充足されるため、費用の発生態様(見積総労働時間に対する実績労働時間の割合で測定される進捗度等)に応じて収益を認識しております。

「国内メンテナンス事業」及び「海外メンテナンス事業」においては、製品を販売した後のメンテナンスサービスを行っており、契約期間中の点検・維持管理・保証等を提供する有償保守契約及びお客様からの個別発注に基づき修理・点検等を提供する有償メンテナンス等の提供を行っております。有償保守契約の履行義務は当該契約期間にわたり、時の経過につれて充足されるものであり、当該契約期間に応じて均等に収益を認識しております。有償メンテナンスは、修理及び点検等により履行義務が充足した時点で収益を認識しております。

これらの収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。取引の対価に重大な金融要素は含んでおりません。取引には販売手数料を支給するものがあり、この変動対価の金額は取引価格を調整して収益を計上しております。

製品保証は、合意された仕様に従っていることにより、意図したとおりに機能するというアシュアランスを提供するものであります。独立した履行義務でないことから、取引価格を区分しておりません。

また、顧客からの前受金については契約負債を計上しております。

(3) 重要な支払条件に関する情報

支払条件につきましては、契約に定める支払条件により短期のうちに支払を受けております。なお、契約条件等により履行義務の充足前に前受の形式により対価を受領する場合には、契約負債を計上しております。

(4) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(i) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 期末残高
顧客との契約から生じた債権	43,530	60,377
契約資産	—	6,224
契約負債	17,256	24,822

当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、12,960百万円であります。

契約資産は、主に大型特注機械の製造販売や一定の機械設備エンジニアリングサービス契約について、報告日時点で完了しているがまだ請求していない作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は、支払に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。

(ii) 残存履行義務に配分した取引価格

2025年3月31日現在、残存履行義務に配分した取引価格の総額33,055百万円については、主に保守契約の期間経過に応じてこの収益を認識いたします。これは今後3年以内におおむね発生すると見込まれます。

また、当社グループは実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は開示しておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 1,764円61銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益 | 206円35銭 |

8. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

当社は、2024年3月29日開催の当社取締役会において、Cleaver-Brooks社を買収(以下、「本買収」という。)することを決議し、当社の連結子会社であるMIURA INTERNATIONAL AMERICAS INC. (以下、「MIA」という。)を通じて、2024年5月15日(米国時間)付で、Cleaver-Brooks社の最終親会社であるCBE ENTERPRISES, INC.の全株式を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：CBE ENTERPRISES, INC.

事業の内容：グループ会社の管理・運営

2) 取得日

2024年5月15日(米国時間)

3) 取得した議決権付資本持分の割合

100%

4) 企業結合を行った主な理由

Cleaver-Brooks社は、小型から大型のボイラを製造・販売・メンテナンス・機械設備エンジニアリング等を行っており、米国において強固な事業基盤を築いております。

本買収により、当社グループは、米国において既に貫流蒸気ボイラ、メンテナンス並びにボイラ水処理の事業を展開しているMIURA AMERICA CO., LTD. (MIAの子会社)の事業に加えてCleaver-Brooks社の幅広い蒸気・温水関連機器の製造・販売及びエンジニアリング事業を獲得し、また両社が有する販売・保守サービスのネットワークを活用することで、米国において当社が提供する省エネルギーや環境保全のトータルソリューションの拡充を加速し、当社の理念に基づく市場への貢献を拡大しながら事業展開を図ってまいります。

5) 企業結合の法的形式

現金による株式の取得

6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

MIAが現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 支払対価及びその内訳

支払対価	126,461百万円
現金	126,461百万円

(3) 取得関連費用

取得関連費用は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ505百万円、2,224百万円であり、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(4) 取得資産及び引受負債の公正価値及びのれん

(単位：百万円)

	金額
流動資産	
現金及び現金同等物	6,440
営業債権及びその他の債権 (注)1	20,417
棚卸資産	14,885
その他	2,991
非流動資産	
有形固定資産	7,039
使用権資産	15,009
無形資産 (注)4	82,632
その他	497
取得資産	149,912
流動負債	24,108
非流動負債	38,854
引受負債	62,963
合計	86,949
非支配持分 (注)2	727
のれん (注)3	40,239

(注)1 取得した営業債権及びその他の債権の公正価値について、契約上の未収金額は14,983百万円であり、回収不能見込額は217百万円であります。

2 非支配持分は、支配獲得日における識別可能な被取得企業の純資産額の公正価値に、非支配株主に個別に帰属する部分を除き、企業結合後の持分比率を乗じて測定しております。

3 のれんの内容は、主に、期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものであります。なお、当該のれんについて、税務上、損算入を見込んでいる金額はありません。当該のれんは、連結財政状態計算書の「のれん及び無形資産」に計上しております。

4 無形資産に配分された内訳は、以下のとおりであります。なお、見積耐用年数はそれぞれ顧客関係無形資産13～14年、受注残10.5か月であります。

(単位：百万円)

項目	金額
顧客関係無形資産	58,551
商標権	22,439
受注残	1,615
その他	2
合計	82,609

(5) 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	126,461
支配獲得時に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物	△6,440
子会社の取得による現金支払額	120,020

(6) 取得日以降の損益情報

連結損益計算書で認識されている、取得日以降の被取得企業の収益及び純損益は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
売上収益	74,414
当期利益	3,872

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年4月 1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金			
	資 本 金	資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 金 剰 余 金	資 本 金 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		
						別 途 積 立 金	繰 上 利 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当期首残高	9,544	10,031	2,005	12,037	818	123,480	16,866	141,165
当期変動額								
別途積立金の積立						9,000	△9,000	－
剰余金の配当							△5,954	△5,954
当期純利益							22,376	22,376
自己株式の取得								
自己株式の処分			8,955	8,955				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	8,955	8,955	－	9,000	7,422	16,422
当期末残高	9,544	10,031	10,960	20,992	818	132,480	24,288	157,587

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等 その他有価 証券 評価差額金	新 株 予約権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計			
当期首残高	△16,619	146,127	4,041	107	150,276
当期変動額					
別途積立金の積立		－			－
剰余金の配当		△5,954			△5,954
当期純利益		22,376			22,376
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	6,010	14,965		△30	14,935
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△897		△897
当期変動額合計	6,010	31,388	△897	△30	30,459
当期末残高	△10,608	177,515	3,144	76	180,736

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

子会社株式及び関連

移動平均法による原価法

会社株式

その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定しております。)

ロ. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切
下げの方法)によっております。

商品、製品及び仕掛品は主に個別法

半製品、原材料は総平均法

貯蔵品は主に総平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～65年

機械及び装置 6～20年

工具、器具及び備品 5～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における
利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

製品等の無償アフターサービスに係る製品保証費の支出に備えるため、保証期間中の製品保証費用見込額を過去の実績に基づいて計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

ハ. 過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により費用処理しております。

⑤ 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、損失の可能性が高く、かつ、当該損失額を信頼性をもって見積可能なものについて、損失見積額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主にボイラ及び関連機器等の製造販売・メンテナンスを提供しております。

機器販売については、契約条件に照らし合わせて顧客が当該製品等に対する支配を獲得したと認められる時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

有償メンテナンスについては、修理及び点検等が検収され、履行義務が充足した時点で収益を認識しております。

有償保守契約については、当該契約期間にわたって均等に収益を認識しております。

ロイヤリティは、関連する契約の実質に従って発生基準で認識しております。

いずれの収益も、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

ファイナンス・リース取引に係る収益については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	29,687百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分掲記したものを除く)	
短期金銭債権	5,384百万円
短期金銭債務	3,843百万円
(3) 保証債務	
他の会社の金融機関等からの借入債務及び手形債務に対し、保証を行っております。	
Kobelco Compressors Manufacturing Indiana, Inc.	1,190百万円
神鋼圧縮機製造(上海)有限公司	214百万円
コベルコ・エアサービス北関東株式会社	53百万円
合計	1,459百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	5,609百万円
仕入高及び外注加工費	34,086百万円
その他の営業取引	△1,968百万円
営業取引以外の取引による取引高	149,042百万円

(注) 関係会社からの立替経費の受取金は、営業取引による取引高のその他の営業取引においてマイナス(△)表示しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	9,601,315株
------	------------

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,423百万円
未払事業税	176百万円
製品保証引当金	175百万円
受注損失引当金	124百万円
投資有価証券・関連会社株式	357百万円
子会社株式	678百万円
一括償却資産	85百万円
研究開発費	39百万円
減損損失	24百万円
譲渡制限付株式報酬費用	69百万円
株式報酬費用	24百万円
その他	290百万円
繰延税金資産 計	3,468百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△1,491百万円
その他有価証券評価差額金	△1,436百万円
その他	△180百万円
繰延税金負債 計	△3,109百万円
繰延税金資産の純額	358百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が44百万円、その他有価証券評価差額金が41百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が3百万円増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	勝三浦 マニフ アクチ ヤリン グ	愛媛県 松山市	50	ボイラ等 の製造	100.0	資金の貸付 役員の兼任 当社製品の 製造	商品の仕入 等	24,473	買掛金	2,549
子会社	MIURA INTERN ATIONA L AMERIC AS INC.	米国 ジョー ジア州	(千ドル) 828,835	北中南米 における 子会社の 管理・統 括及び投 資対応	100.0	資金の貸付 役員の兼任 子会社の統 括管理	資金の貸付	3,054	関係会社 短期貸付金	448
									関係会社 長期貸付金	3,054
							利息の受取	101	未収収益	122
							増資の引受	123,211	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 MIURA INTERNATIONAL AMERICAS INC. に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
- 2 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- 3 商品の仕入等については、市場動向を勘案して価格を決定しております。
- 4 増資の引受については、子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	宮内 大介	—	—	代表取締役 取締役会議 長兼CGO	0.08	当社代表取 締役 取締役会議 長兼CGO	譲渡制限付 株式の発行	15	—	—
役員	米田 剛	—	—	代表取締役 社長執行役 員CEO兼CTO	0.02	当社代表取 締役 社長執行役 員CEO兼CTO	譲渡制限付 株式の発行	15	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 譲渡制限付株式報酬に基づく、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,561円59銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 198円07銭 |

8. 収益認識に関する注記

連結注記表「6. 収益の認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

子会社株式 128,170百万円

上記は、当事業年度において取得した孫会社であるCBE ENTERPRISES, INC. 株式を保有するMIURA INTERNATIONAL AMERICAS INC. (以下「MIA」という。)株式の貸借対照表価額であります。

市場価格のない関係会社株式は取得原価をもって帳簿価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、評価損を認識しております。なお、超過収益力等を反映した価額で取得した株式の実質価額は、株式の発行会社の財政状態に超過収益力等を加味して算定しております。

当事業年度において、Cleaver-Brooks社の最終親会社であるCBE ENTERPRISES, INC. の株式取得等に要する資金への充当を目的にMIAへの増資を実行しております。MIAは、北中南米地域の子会社を管理統括する持株会社であり、同社の主要な資産はCBE ENTERPRISES, INC. 株式であることから、CBE ENTERPRISES, INC. 株式の評価がMIA株式の評価には重要となっております。CBE ENTERPRISES, INC. 株式の取得原価は、外部専門家を利用し、超過収益力を反映した将来キャッシュ・フローを基礎とした事業計画を使用した株式価値の評価結果に基づいて決定しております。当社は当事業年度末において、CBE ENTERPRISES, INC. の事業計画と実績の比較を行うこと等により、CBE ENTERPRISES, INC. の超過収益力が毀損しておらず、超過収益力等を反映した実質価額が著しく低下した場合には該当しないと判断し、評価損を認識しておりません。

株式価値の算定における主要な仮定は、事業計画における売上収益の成長率及び原材料費や人件費を含む原価発生見込額、事業計画期間経過後の成長率並びに割引率であります。これらの仮定は、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には計算書類に重要な影響を与える可能性があります。